

高山茶釜 観光ブランディング事業委託 仕様書

1 業務名称

高山茶釜 観光ブランディング事業委託

2 実施目的

本市には、日本茶文化の一翼を担う「高山茶釜」の産地がある。また、日本茶文化の象徴である「茶道」と「高山茶釜」は歴史的に深いつながりがある。茶室の中では、全ての人が皆平等という規範に代表されるように、茶道の礎には全ての人は皆平等で、人の心を和やかにし、平和を希求する精神が脈々と受け継がれており、その精神性は「高山茶釜」にも反映されている。平和を希求する精神性と合わせて、日本茶文化の海外への浸透を図っていきたいと考えている。

昨年度は、海外への「高山茶釜」ブランド浸透と本市へのインバウンド増加につなげるため、「高山茶釜」と「禅」を組み合わせた新たなブランドコンセプトを創り、それを反映したプロモーションを実施することができた。

本年度は、「高山茶釜」の海外及びインバウンド需要の獲得に向けた独自の着地型旅行商品の造成と共に、将来に亘り伝統的工芸品である「高山茶釜」が持続的に生産され続けるための仕組みづくりを行う。

【参考】

令和5年度制作「高山茶釜PR動画」

<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000034959.html>

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日(金)

4 業務内容

以下①から④の業務を行うこと。

① 高山茶釜の生産地の資源を活用した独自の着地型旅行商品の造成

- ・高山茶釜の生産地の資源(高山竹林園、茶釜工房、茶釜師、文化財等)を活用した独自の着地型旅行商品の造成を行うこと。また、造成するものは、以下の既存例と類似するものではないこと。

【既存例】<https://www.tikurinen.jp/event-maccha>

- ・造成した商品は、成果物の納品時点で高山竹林園や奈良県高山茶釜生産共同組合(各組合員の事業所等を含む)の商品として販売できるものであること。

【着地型旅行商品とは】

旅行者を受け入れる地域(本事業であれば高山茶釜の生産地域)で作られる旅行商品のこと

※注意※

- ・海外需要の拡大と獲得が主目的となるが、高山茶釜及び生産地の資源を活用した新たな独自商品やサービス等であり、結果として本市へのインバウンド需要の拡大や獲得につなげることが可能なものは、本事業において着地型旅行商品とする。

② 上記①を周知するためのプロモーション素材の制作

・雑誌・リーフレット等の紙媒体及び高山竹林園や奈良県高山茶釜生産協同組合等HPの掲載に使用できる素材。なお、海外及びインバウンド需要の獲得に向けて日本語と英語での素材制作を必須とし、日本語と英語以外の言語(最低1言語)を加えた3言語で制作すること。

【参考】

高山竹林園HP

<https://www.tikurinen.jp/>

奈良県高山茶釜生産協同組合HP

<http://takayamachasenkumiai.com/>

- ③ インバウンドを扱う旅行者や宿泊業者等(以下、「旅行者等」という。)に対し、上記①②の周知と一部旅行者等へのテストセールス(2者程度)の実施及び周知・テストセールス実施後の効果検証

- ④ 将来に亘り伝統工芸品として「高山茶釜」が持続的に生産され続けるための仕組みづくりの提案

5 成果品の提出

- ① 着地型旅行商品に係る素材一式(納品時点で販売できる状態であること。)
- ② プロモーション素材一式
- ③ 周知とテストセールスの方策を記した書類一式
- ④ 周知とテストセールスの実施効果を検証した書類一式
- ⑤ 「高山茶釜」が持続的に生産され続けるための仕組みづくりの提案書

※注意※

成果物については、全て、本市で修正や変更等が可能な形式で納品すること。なお、納品形式等については、本市と受注者が協議して決定するものとする。

6 留意事項

- ・ 受託者は受託決定後、本市との初回打ち合わせの際、業務全体スケジュールを記載した計画を必ず提出すること。
- ・ 業務内容等は、市及び連携先等と十分協議しながら進めること。
- ・ 打合せ等を実施する際は議事録を作成の上、本市に適宜報告を行うこと。
- ・ 業務の実施に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、市がその損害を市の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、市もその損害を負担するものとし、負担額は市と受託者の協議で決定する。
- ・ 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果物及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複製又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、市の許可を得た場合はこの限りではない。
- ・ 成果物に係る著作権の処理を済ませたものの所有権は、全て市に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。)は、全て市に帰属する。さらに、著作者人格権については、これを公使しないこと。

- ・ 成果物の著作権その他全ての権利等について、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。また、音楽等の著作権、肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。
- ・ その他、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- ・ 成果物の関係機関への提供など二次利用・再編集等について、必要な範囲において市の判断で行うことができるものとする。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上、決定するものとする。
- ・ 本業務の実施に際し、必要な経費は全て委託料に含むものとする。